

# 経済連携協定において採用されている原産地証明制度の一覧（日本への輸入時）

2023年7月現在

	<b>第三者証明制度 (原産地証明書)</b> <small>※輸出国の商工会議所等の機関が発給する。</small>	<b>認定輸出者制度 (原産地申告)</b> <small>※輸出国政府が認定した輸出者が原産品である旨を申告する。</small>	<b>自己申告制度（原産品申告書）</b> <small>※輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。</small>	
			輸出者・生産者による自己申告	輸入者自己申告
日メキシコ協定	○	○	×	×
日スイス協定	○	○	×	×
日ペルー協定	○	○	×	×
日オーストラリア協定	○	×	○	○
CPTPP	×	×	○ ※1	○
日EU協定	×	×	○	○
日米貿易協定	×	×	×	○
日英協定	×	×	○	○
RCEP協定	○	○	一部○ ※2	○
上記以外の締結済EPA	○	×	×	×

※1・・・CPTPPのベトナム・マレーシア・ブルネイは、権限ある当局が輸出者・生産者に代わり発給する。（様式は原産地証明書だが、原産品申告書として扱う）

※2・・・現時点では、オーストラリア・ニュージーランドのみ利用可能